

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、次のとおり公聴会を行う。

平成29年6月20日

静岡県知事 川勝平太

1 公聴会の期日

平成29年7月3日（月） 午後2時00分から

2 公聴会の場所

袋井市役所 3階 302会議室（袋井市新屋1-1-1）

3 許可しようとする建築物の建築の計画

建築場所	静岡県袋井市高尾町20-18、20-19	
用途地域	商業地域	
建築物概要	用途	ドライクリーニング工場併用住宅
	構造	鉄骨造
	規模	3階建て 延べ面積 305.85 m ²

4 当事者の住所及び氏名

静岡県袋井市栄町16-5

清水 徹也